

## 鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱

平成27年10月14日告示第253号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家に関する情報を発信することにより、空き家の流通を促進し、居住支援の充実及び地域を活性化することを目的に実施する空き家バンク制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として市内に建築された建物で、現に居住されていないもの（第5条第1項の規定による申込みを行う時点において居住されなくなる日が決まっている建物を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き家バンク制度 空き家に関する情報を登録し、空き家の売買又は賃貸借を希望する者に対して情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権を有し、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者（法人その他の団体を除く。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を実現するために、必要な施策を実施するものとする。

(適用上の注意)

第4条 この要綱の規定は、この要綱の規定による空き家の取引以外の取引を行うことを妨げるものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第5条 所有者等のうち、空き家バンク制度を利用して自らが所有する空き家に関する情報を登録しようとする者は、空き家バンク制度登録申込書（第1号様式）に同意書（第1号様式の2）及び空き家バンク制度登録カード（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、空き家バンク制度登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク制度登録完了通知書（第3号様式）により第1項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。

4 第1項の規定により申込みをしようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、第2項の規定による登録をしないものとする。

5 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度登録台帳への登録が適当と認めるものは、当該所有者等に対して当該登録を勧めることができる。

6 第2項の規定による登録の期間は、当該登録の日から起算して2年とする。ただし、第1項の規定による申込みにより、再度登録することができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定による登録を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、空き家バンク制度登録事項変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（空き家の登録の抹消）

第7条 市長は、第5条第2項の規定による登録をした空き家について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度登録抹消通知書（第5号様式）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（1） 所有権その他の権利に異動があったとき。

（2） 空き家バンク制度登録抹消届出書（第6号様式）の提出があったとき。

（3） 第11条第3項の規定による交渉成立の報告又は第12条第5項の方法による交渉成立の報告があったとき。

（4） 第5条第6項に規定する登録期間を経過したとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（情報の公開及び提供並びに利用登録）

第8条 市長は、必要に応じて、空き家バンク制度登録台帳に登録された情報のうち、次に掲げるものを公開するとともに、空き家の購入又は賃借を希望する者に当該情報を提供するものとする。

（1） 物件番号

（2） 売却又は賃貸の別

（3） 所在地（字及び地番を除く。）

- (4) 希望売却価格若しくは賃料又はその両方
- (5) 物件の概要及び状況
- (6) 設備等の状況
- (7) 主要施設等までの距離
- (8) 位置図、配置図及び間取り図
- (9) 外観及び内部の現況写真
- (10) 特記事項

2 前項の規定による提供を受けようとする者は、空き家バンク制度利用者登録申込書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込みに係る者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、空き家バンク制度利用者登録台帳に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在すること。
- (2) 地域住民と協調して生活すること。

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク制度利用者登録完了通知書（第8号様式）により第2項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。

5 第3項の規定による登録の期間は当該登録の日から起算して2年とし、当該期間の経過によって、当該期間はその効力を失うものとする。ただし、第2項の規定による申込みにより、再度登録することができる。

6 市長は、必要に応じて、空き家バンク制度利用者登録台帳に登録された情報のうち、次に掲げるものを公開するとともに、空き家登録者に当該情報を提供するものとする。

- (1) 利用区分
- (2) 利用目的

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用登録の抹消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度利用者登録抹消通知書（第10号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が第8条第3項に規定する要件を欠くと認められるとき。
- (2) 利用登録者が空き家バンク制度に登録された空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク制度利用者登録抹消申出書（第11号様式）の提出があったとき。
- (5) 次条第3項の規定による交渉成立の報告又は第12条第5項の方法による交渉成立の報告があったとき。
- (6) 利用登録者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（交渉の申込み及び通知）

第11条 利用登録者のうち、空き家バンク制度登録台帳に登録された空き家の購入又は賃借について交渉を希望する者は、空き家バンク制度交渉申込書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、利用登録者が購入又は賃借を希望する空き家に係る空き家登録者又は当該者の代理若しくは媒介を行う者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく当該利用登録者に契約の可否を回答し、その回答した内容を記載した空き家バンク制度交渉結果報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（空き家登録者と利用登録者の交渉等）

第12条 市は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しない。

- 2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決しなければならない。
- 3 市は、空き家登録者と利用登録者の交渉等に係る媒介等について、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部と協定を締結するものとする。

- 4 市は、空き家登録者又は利用登録者が交渉等に係る媒介等を行う者（以下この条において「協力事業者」という。）の紹介を希望した場合は、前項の協定に基づき、協力事業者を紹介するものとする。
- 5 空き家登録者又は利用登録者から、交渉等に係る媒介等を協力事業者に依頼する旨の申出があった場合は、前条第2項及び第3項に規定にかかわらず、第3項の協定で定める方法により手続を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第13条 空き家バンク制度を利用した者は、この制度の利用により取得した個人情報（以下この条において「個人情報」という。）の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、及びその指示に従うこと。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（令和3年3月3日告示第31号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に改正前の各告示の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この告示の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月30日告示第57号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に改正前の各告示の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この告示の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申込者 千  
住所  
氏名  
電話番号

空き家バンク制度登録申込書

空き家バンク制度に登録したいので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第5条第1項の規定により、空き家バンク制度登録カードを添えて申し込みます。

物件の所在地	鈴鹿市
物件の所有者	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> 申込者以外（以下の項目も記入すること。） 住所 氏名 電話番号 申込者との関係

誓約事項（内容を確認後、必ず□欄にチェックしてください。）

私は、次の事項について誓約します。

- 1 鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守します。
- 2 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 市は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しないことを理解し、当該交渉並びに契約に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとします。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

住所

氏名

同意書

空き家バンク制度に登録するに当たり、次に掲げる事項について同意します。

- 1 市が空き家バンク制度登録申込書及び空き家バンク制度登録カードに記載された内容の審査のために、固定資産台帳及び建築確認申請に記載されている事項について、市の担当部署に照会すること。
- 2 「鈴鹿市空き家バンク」のほか、空き家バンク関連ホームページ等へ物件情報を掲載すること。
- 3 私の個人情報及び登録した物件の情報について、内覧、交渉等を希望する利用登録者又はその媒介を担当する協力事業者に提供すること。
- 4 空き家に係る所有権を有し、又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者が複数いる場合は、その者全員の同意を得た上で代表して申し込むこと。



第2号様式（第5条関係）

空き家バンク制度登録カード

物件番号		区 分	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> どちらでも可			
物件所在地	鈴鹿市					
希望価格	売却	円	<input type="checkbox"/> 応相談	その他（ ） 円		
	賃貸	円/月	<input type="checkbox"/> 応相談	敷金	円 礼金 円	
物件の概要	面積		建物の建築年	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域（ ） <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
	土地	m <sup>2</sup>	年（築 年）	地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		坪	建物の構造		<input type="checkbox"/> 有（幅員 m程度） <input type="checkbox"/> 無	
	建物	1階	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	接道	道路後退（セットバック） <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
		坪				登記
	2階	m <sup>2</sup>		耐震診断	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 不要	
		坪			補強工事： <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要（工事： <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未）	
	間取り	1階	洋室 室（ 畳・m <sup>2</sup> ）（ 畳・m <sup>2</sup> ）（ 畳・m <sup>2</sup> ）	<input type="checkbox"/> 台所（ 畳・m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 和室 室（ 畳・m <sup>2</sup> ）（ 畳・m <sup>2</sup> ）（ 畳・m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> その他		
		2階	洋室 室（ 畳・m <sup>2</sup> ）（ 畳・m <sup>2</sup> ）（ 畳・m <sup>2</sup> ）	<input type="checkbox"/> 台所（ 畳・m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 和室 室（ 畳・m <sup>2</sup> ）（ 畳・m <sup>2</sup> ）（ 畳・m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> その他		
	物件の状況	利用状況	年 月頃 から空き家	設備等の 状況	電気	<input type="checkbox"/> 引込み済み <input type="checkbox"/> 未契約
定期的な 手入れ		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	ガス		<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> オール電化 <input type="checkbox"/> なし	
雨漏り		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	水道		<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他	
床の傷み におい		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	下水道		<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 集落排水 <input type="checkbox"/> 浄化槽（ <input type="checkbox"/> 合併、 <input type="checkbox"/> 単独） <input type="checkbox"/> なし	
小動物侵入跡		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	風呂		<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> まき <input type="checkbox"/> その他	
			シャワー		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
			トイレ		<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> くみ取り / <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 小便器	
			駐車場		<input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> カーポート <input type="checkbox"/> スペースのみ <input type="checkbox"/> なし	
公共施設等の距離	駅	約 km	交渉その他	附属建物	<input type="checkbox"/> 離れ <input type="checkbox"/> 車庫（又はカーポート） <input type="checkbox"/> 倉庫（又は物置） <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> なし	
	バス停	約 km		内覧対応	<input type="checkbox"/> 所有者又は親族 <input type="checkbox"/> 代理人（不動産業者等）	
	市役所	約 km		媒介業者	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない（直接交渉希望）	
	小学校	約 km		残置家財	<input type="checkbox"/> 現状渡し（現状貸し） <input type="checkbox"/> 所有者側で撤収 <input type="checkbox"/> なし	
	中学校	約 km		補修費用	<input type="checkbox"/> 購入者側負担 <input type="checkbox"/> 所有者側負担 <input type="checkbox"/> 応相談	
				ペット（賃貸の場合）	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 応相談	
特記事項						

備考

- 1 太線の枠内のみ記入してください。
- 2 選択肢は、□に「レ」を記入するか□を塗りつぶしてください。
- 3 位置図、各階平面図（間取り）及び外観写真（2方向程度）を添付してください。
- 4 上記内容については、全て公開します。
- 5 抵当権、借地権、相続登記その他説明事項がある場合は、特記事項に記入してください。
- 6 記入漏れ、記入間違い等による紛争等が生じた場合、市は、一切の責任を負いません。

第3号様式（第5条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

空き家バンク制度登録完了通知書

空き家バンク制度登録台帳への登録が下記のとおり完了しましたので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1 物件番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 登録期限

年 月 日

備考 登録した事項に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所  
氏名

空き家バンク制度登録事項変更届出書

空き家バンク制度登録台帳の登録事項に変更があったので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 物件番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 変更する事項

第5号様式（第7条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

空き家バンク制度登録抹消通知書

空き家バンク制度登録台帳に登録されている物件の情報を下記のとおり抹消しましたので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第7条の規定により通知します。

記

1 物件番号

第 号

2 抹消日

年 月 日

3 抹消した理由

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所  
氏名

空き家バンク制度登録抹消申出書

空き家バンク制度登録台帳に登録されている物件の情報について、抹消を希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

1 物件番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 抹消する理由

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申込者 氏

住所

氏名

電話番号

空き家バンク制度利用者登録申込書

空き家バンク制度を利用したいので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第8条第2項の規定により申し込みます。

利用区分	<input type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 賃借	<input type="checkbox"/> どちらでも可
利用目的	<input type="checkbox"/> 定住	<input type="checkbox"/> 別荘	<input type="checkbox"/> その他（ ）
世帯員数	人		

誓約事項（内容を確認後、必ず□欄にチェックしてください。）

私は、次の事項について誓約します。

- 1 鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守します。
- 2 空き家バンク制度の利用を通じて得た情報については、決して他の目的に使用することはありません。
- 3 空き家を利用することとなったときは、地域住民と協調して生活するとともに、賃借の場合は賃借人としての義務を果たします。
- 4 市は、空き家登録者と利用登録者とが行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しないことを理解し、当該交渉及び契約に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとします。
- 5 私の個人情報について、内覧等を希望する物件の登録者又は当該者の代理若しくはその媒介を担当する協力事業者に提供することに同意します。
- 6 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

第8号様式（第8条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

空き家バンク制度利用者登録完了通知書

空き家バンク制度利用者登録台帳への登録が下記のとおり完了しましたので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

1 利用者番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 登録期限

年 月 日

備考 登録された事項に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所  
氏名

空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書

空き家バンク制度利用者登録台帳の登録事項に変更があったので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 利用者番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 変更する事項



第10号様式（第10条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

空き家バンク制度利用者登録抹消通知書

空き家バンク制度利用者登録台帳に登録されている利用者の情報を下記のとおり抹消しましたので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第10条の規定により通知します。

記

1 利用者番号

第 号

2 抹消日

年 月 日

3 抹消した理由

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所  
氏名

空き家バンク制度利用者登録抹消申出書

空き家バンク制度利用者登録台帳に登録されている利用者の情報について、抹消を希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

1 利用者番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 抹消する理由

第12号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申込者 住所  
氏名  
電話番号  
利用者番号

空き家バンク制度交渉申込書

空き家バンク制度に登録されている物件についての交渉を希望しますので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第11条第1項の規定により申し込みます。

物件番号	第 号
利用区分	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> どちらでも可
連絡先	
その他	

第13号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所  
氏名

空き家バンク制度交渉結果報告書

空き家バンク制度に登録されている物件の交渉結果について、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第11条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 物件番号

第 号

2 交渉結果

成 立      不 調

3 契約締結日

年 月 日

4 特記事項